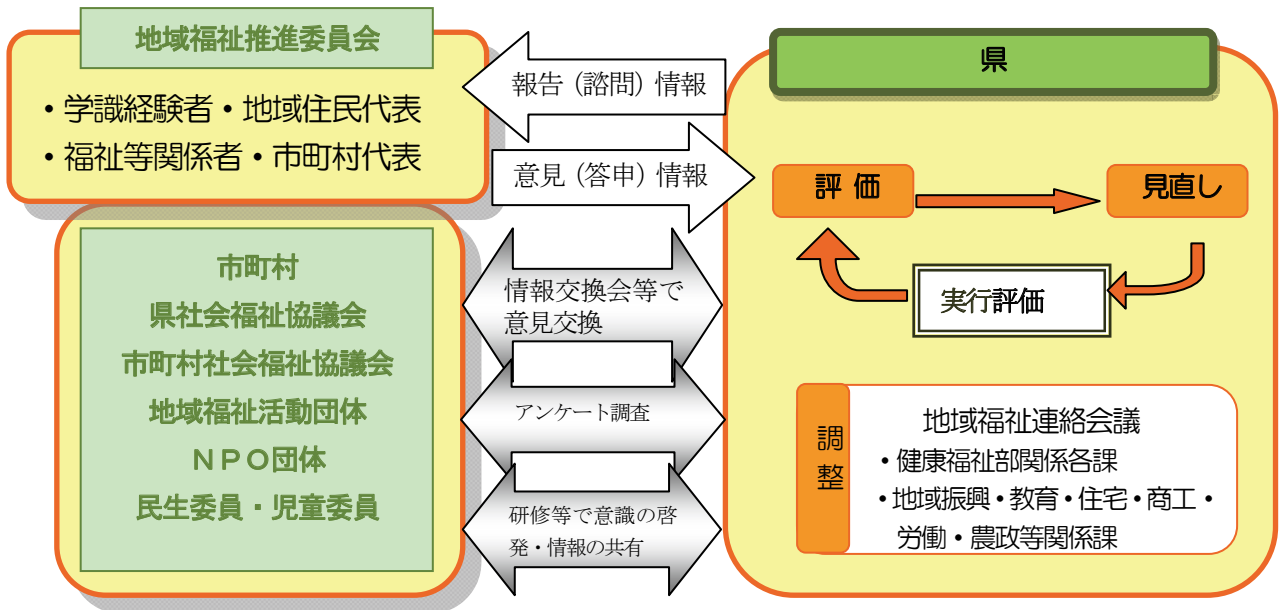


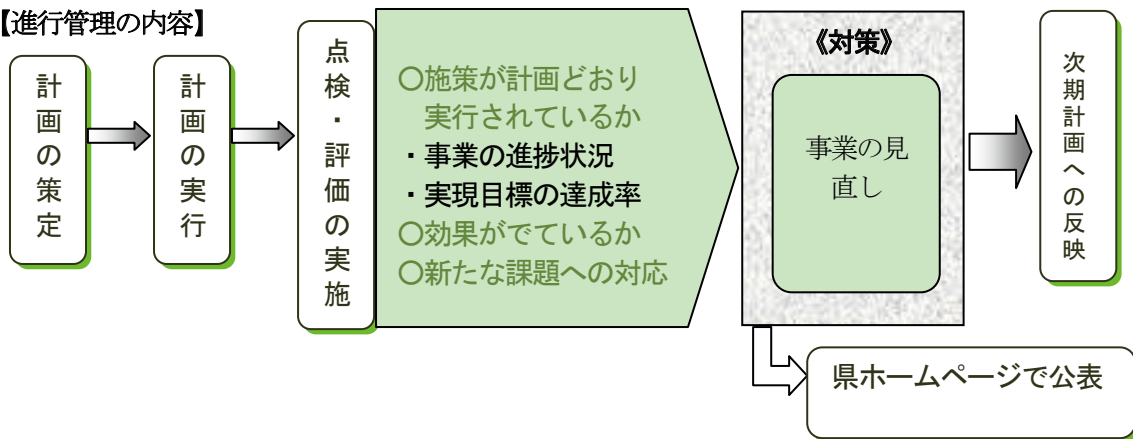
1 計画の推進体制

- 県では学識経験者、地域住民、福祉関係者、市町村代表等で構成する熊本県地域福祉推進委員会での意見を踏まえながら、計画の効果的な推進を図っていきます。結果については県のホームページで公表します。
- また、市町村の地域福祉推進状況、市町村社会福祉協議会やNPO、民生委員・児童委員の活動状況等を参考にしながら、適宜意見交換会等を実施し、施策の展開に反映していきます。
- さらに、既存の制度を横断した取組みが必要である地域福祉の特性に対応するために、県庁内に部局横断的な「地域福祉連絡会議」を設置し、定期的に意見交換と課題及び情報の共有を図ることで、県庁が一体となった計画の推進を図ります。

【進行管理の体制図】



【進行管理の内容】



2 市町村、県民の皆さんとの連携

- この計画の推進にあたっては、市町村や社会福祉協議会、福祉事業者や取組団体、NPO、地域住民の皆さんそれぞれが自らの役割を分担し、協働しながら進めていくことが重要です。特に、地域住民の皆さんと身近な市町村、地域で活動に取り組んでいる実践者の皆さんとの連携は、地域の課題やニーズを的確に把握したうえで計画を推進するために必要不可欠です。
- このため、各種広報媒体等により、地域における取組みのきっかけとなるような県内外の情報提供を強化します。また、インターネットを活用した相互交流や意見交換を行います。県社会福祉協議会等と連携して、フォーラムや研修会、情報交換会を実施し、活動に取り組む、または取り組もうとする地域住民の方々の参加・協力を促進します。
- 県が直接実施する事業についても、今まで以上に市町村との連携を強化し、ともに推進していきます。
- 市町村が中心となって進める事業については、定期的な情報交換等で関係を密にしながら、必要な支援を推進します。

